

## あま市都市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づき、市民、事業者等が行う優良な緑化事業に対し、予算の範囲内において交付するあま市都市緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、あま市補助金等交付規則（平成22年あま市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化施設 植栽その他の緑化のための施設をいう。
- (2) 緑化面積 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法により算出したものをいう。
- (3) 樹木等 樹木、芝その他の地被植物、つる性植物等で多年生のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 緑の街並み推進事業 市内において私有地の建物若しくは敷地（以下「敷地等」という。）の緑化を進める緑化事業又は私有の既存樹林地を広く開放するために園路整備等を行う私有樹林地活用型事業で、次の要件を全て満たすものとする。

ア 緑化面積が50平方メートル以上（生垣については、延長15メートル以上）であること。

イ 別表第1に定める基準を満たすものであること。

ウ 緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたものでないこと。

エ 緑化施設の管理予定者（以下「管理予定者」という。）と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が同一であること。ただし、管理予定者と申請者との間で、管理予定者が緑化施設の管理義務を負うことの実決めがなされている場合は、この限りでない。

オ 申請者が緑化又は整備する敷地等の所有者と異なる場合は、当該所有者の承諾を得ていること。

カ 緑化施設が敷地等に定着していない移動可能なものでないこと。

- (2) 市民参加緑づくり事業 市民団体等が市内の公有地等において市民参加による樹

林地整備、植栽、ビオトープづくり等の緑づくり活動、体験学習又は都市緑化の普及啓発を実施する事業で、次の要件を全て満たすものとする。

ア 参加者が延べ50人以上であること。ただし、市民団体等の活動に講師の派遣をす  
る事業にあつては20人以上とする。

イ 営利を主たる目的としないこと。

ウ 宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと。

エ 授業料、参加料、入場料等を徴収する場合は、料金が社会通念上低廉な額であるこ  
と。

オ 事業を実施する市民団体等（以下「事業実施団体」という。）の構成員が自主的かつ主体的に取り組むこと。

カ 事業実施団体が補助金の交付目的に合致する活動実績又は計画を有していること。

キ 事業実施団体の規約等において、活動内容、主たる事務所の所在地、代表者及び構  
成員の氏名並びに会計経理の方法が明記されていること。

ク 事業を実施する敷地等の所有者の承諾を得ていること。

ケ 事業実施団体が事業により施工された緑化施設を適正に維持管理すること。

2 補助対象事業は、第7条に規定する補助金の交付決定の通知日以降に着手するものでな  
ければならない。

3 この要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある範囲における緑化又は他の補助金  
の交付を受ける緑化事業は、この補助金の交付の対象としない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う予定である者で、市税を滞納  
していないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年  
法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は当該暴力団と密接な関係を有する者  
については、補助金の交付の対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数  
があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 別表第2に定める補助対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないも  
のとする。ただし、申請者が次に掲げる者である場合は、この限りでない。

（1） 個人（個人事業者を除く。）

- (2) 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税を納める義務が免除される事業者
  - (3) 消費税法の規定により簡易課税制度の適用を受ける事業者
  - (4) 消費税法別表第3に掲げる法人
  - (5) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額の確定後、補助金の返還を選択する事業者
- （交付の申請）

第6条 申請者は、事業に着手する前にあま市都市緑化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類については、申請者と事業を実施する敷地等の所有者が異なる場合にのみ提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号、様式第2号の2又は様式第3号）
- (2) 収支予算書（様式第4号）
- (3) あま市都市緑化推進事業に対する承諾書（様式第5号）
- (4) 位置図
- (5) 事業内容を表した図面
- (6) 事業の着手前の写真
- (7) 事業に要する経費の見積書
- (8) 市税の完納を証明する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、あま市都市緑化推進事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちにあま市都市緑化推進事業変更承認申請書（様式第7号）に事業の変更内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、あま市都市緑化推進事業変更承認通知書（様式第8号）により、補助事業者

に通知するものとする。ただし、変更後の補助金の交付額は、前条の規定により通知した交付決定額を上限とする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日まで、あま市都市緑化推進事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第10号、様式第10号の2又は様式第11号)
- (2) 平面図
- (3) 緑化構造図
- (4) 補助事業の実施状況及び完了後の写真
- (5) 補助事業に要した経費の領収書の写し
- (6) 収支決算書(様式第12号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求及び交付)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、あま市都市緑化推進事業補助金確定通知書(様式第13号)により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査をする際に、必要に応じて現地調査を行うことができる。
- 3 第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、あま市都市緑化推進事業補助金請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(表示板の設置)

第11条 補助事業者は、あいち森と緑づくり税を活用した事業により実施した旨を示す事業表示看板(様式第15号)を事業実施場所に設置しなければならない。ただし、表示板の設置が不可能な場合には、参加者にあいち森と緑づくり税を活用した事業であることを紙面等をもって周知することで表示板の設置に代えることができるものとする。

(樹木等の管理)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって、樹木等の健全な育成及び管理に努めなければならない。

(現況報告)

第13条 市長は、必要があると認める場合は、補助事業者に対し、あま市都市緑化推進事業補助対象緑化施設現況報告書(様式第16号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業の現況の報告を求めることができる。

- (1) 位置図
- (2) 補助事業に係る図面(計画平面図及び緑化構造図)
- (3) 現況写真

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業から取得した財産を市長の承認を受けずに処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者が前項の規定による承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

緑化事業	基準	要件
<p>屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化</p>	<p>右記の要件のうち、いずれか1つの要件を満たすこと。</p>	<p>(1) 道路から眺望できること。 (2) 不特定の人が立ち入って見ることができること。 (3) 管理者等の了承のもと、必要に応じて見ることができること。</p>
<p>生垣設置</p>	<p>右記の要件の全てを満たすこと。</p>	<p>(1) 接道（公道及び市長がこれに準ずると認める道路に接することをいう。）の延長が設置する生垣の全体延長の50パーセント以上であること。 (2) 樹木の高さが宅地面から0.6メートル以上であること。 (3) 延長1メートル当たり2本以上植樹すること。 (4) 植樹する場所の盛土をブロック等で囲む場合は、宅地面から0.5メートル以下であること。</p>

別表第2（第5条関係）

事業区分	補助対象経費	補助金の交付金額
緑の街並み推進事業	<p>・緑化事業 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化の工事費のうち、植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む。）、灌水施設、園路整備及び生垣設置に係る工事費。ただし、植栽については、植栽した個体の生育期間が1年又は2年程度しか見込めないものは除く。</p> <p>・民有樹林地活用型事業 園路整備、柵、ベンチ、自然解説板及び案内板に係る工事費。</p>	<p>補助対象経費の2分の1（500万円を限度とし、10万円未満（ただし、生垣設置については3万円未満）の場合は、交付しない。）とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 屋上緑化及び壁面緑化は、緑化面積に1平方メートル当たり3万円を乗じて得た額</p> <p>(2) 空地緑化は、緑地面積に1平方メートル当たり1万5,000円を乗じて得た額</p> <p>(3) 駐車場緑化は、緑化面積に1平方メートル当たり2万円を乗じて得た額</p> <p>(4) 生垣設置は、生垣の延長に1メートル当たり5,000円を乗じて得た額</p> <p>(5) 民有樹林地活用型事業は、工事対象面積に1平方メートル当たり1万円を乗じて得た額</p>
市民参加緑づくり事業	<p>工事費、役務費、委託料、報償費、旅費、使用料、需用費等（講師の派遣をする事業にあっては、工事費及び役務費を除く。）。ただし、食糧費、交際費、接待費、団体運営費その他市長が補助事業の実施に必要がないと認める経費は、対象としない。</p>	<p>補助対象経費の額（300万円を上限とし、10万円未満の場合は交付しない。）とし、市民団体等の活動に講師の派遣をする事業にあっては、補助金の額の総額は、1件当たり17万円を上限とする。</p>

備考 工事費、役務費及び委託料については、工事目的物の完遂に当たり高度な専門知識、技能又は資格を必要とすること、危険な作業を伴うこと等により、一般市民による施工が困難なものを対象とする。